

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

< 基本的な考え方 >

当社は、経営理念のもと、長期安定的な収益を確保するため、グループ競争力強化の観点から経営判断の迅速化を図ると同時に、経営の透明性、健全性の確保に向けたコーポレート・ガバナンスの確立を重要課題としております。

このような視点に立ち、株主の皆様や投資家の方々へのタイムリーな情報提供を行うとともに、当社ホームページ上への情報の掲載などを通じ、透明性・健全性の高い経営の実践に努めております。

< 基本方針 >

1. 株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利保護に努めます。
2. 株主以外のステークホルダー（お客様、仕入先様、従業員、地域社会等）と、社会良識をもった誠実な協働に努めます。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
4. 透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有した上で、建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

[補充原則1-2 議決権の電子行使、招集通知の英訳]

当社の外国法人等の持分は直近においても5%未満であり、招集通知の英訳につきましては現在対応しておりません。議決権の電子行使や招集通知の英訳につきましては、今後外国人株主比率推移も踏まえ検討してまいります。

[補充原則3-1 英語での情報開示・提供]

現時点では対応しておりませんが、今後外国人株主比率の推移も踏まえ、検討してまいります。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社の役員構成は、社外取締役1名を含む取締役6名、社外監査役3名となっており、うち社外取締役1名を独立役員として登録しております。現時点で独立社外取締役は1名であります。役員総数9名中4名が社外役員であり、経営の監視、監督機能は果たされているものと考えます。独立社外取締役の複数選任につきましては、当社をとりまく環境や取締役会構成員の多様性等も考慮の上、引き続き検討してまいります。

[補充原則4-10 任意の指名・報酬に係る独立した諮問委員会設置]

当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役候補の選任や取締役の報酬については、原則3-1に記載する方針・手続きに従い対応しており、また社外取締役が出席する取締役会にて審議・決定していることから、客観性は担保されていると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

[原則1-4 政策保有株式]

(1) 政策保有に関する方針

当社は、自動車部品事業を中心に今後も持続的な成長を続けていくために、企画開発・生産・販売等の過程において、様々な企業との協力関係が必要と考えています。そのため、必要なステークホルダーとの信頼関係を保ちつつ、事業戦略、取引先との事業上の関係強化、さらには地域社会との関係維持などを目的に、かつ中長期的な企業価値の向上に資すること等を総合的に勘案し、政策保有株式として保有します。

また、毎年取締役会において、上記方針に基づく事業上の必要性等の定性的な観点に加え、受取配当金等の定量的な観点からも検証することにより、保有意義の見直しを行っております。保有意義が認められなくなった銘柄については、順次処分を検討しております。

(2) 議決権行使に関する基本方針

議決権の行使は、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社は、取締役および取締役が実質的に支配する法人との競業取引および利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。また、主要株主等との取引につきましては、一般的取引条件と同様に、市場価格、総原価等を勘案して希望価格を提示し、交渉のうえ決定しています。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、確定給付企業年金制度を採用しており、企業年金の積立金の運用に当たっては、規約に基づいた運用を行っております。具体的には運用に関する基本方針のもと、必要な運用目標を達成するために資産構成割合を定めるとともに、最適な運用受託機関を決定しております。運用受託機関に対しては、経理部門にて、運用実績および利益相反や議決権行使に関する適切なモニタリングを実施しております。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

当社は経営理念として「お客様の信頼に応え、価値を創造します」そのために「基本」「創造」「成長」に挑戦し続けます」と定めております。

自動車業界においてはCASEに代表される大変革が起っています。車の機能として従来必要とされていた製品が大きく変わろうとしており、当社グループにおいてもその影響を大きく受けるものと認識しております。しかしながら、この大きな環境変化をチャンスと捉え、事業の継続と拡大を確固たるものにするべく目標達成に向けて邁進してまいります。具体的には「2025年の目指す姿」を明確化させその実現に向けた2021年中期計画を策定しました。2025年の目指す姿としては、

- (1)事業体制の再編を完遂させ、新たな事業が成長を支えている
- (2)顧客の信頼を受け、そのモノづくり力で評価されている

とし、目指す姿の実現に向け、以下の3つを活動の柱として事業運営を進めてまいります。

新たな事業の柱構築のチャレンジ
事業体制の立て直しと競争力の確保
挑戦し続ける人材・風土づくり

- (2)ガバナンスの基本的な考え方

上記「基本的な考え方」に記載のとおりです。

- (3)役員報酬の決定方針、手続

当社の役員の報酬は、月額報酬、役員賞与および退職慰労金により構成されており、会社業績の連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。。

各報酬の決定方針、手続については以下のとおりです。

月額報酬

月額報酬の水準は、職責と成果を反映した適切な水準とすることとしています。この基本方針に基づいて、各取締役の月額報酬については、役員の報酬に関する内規に定めた水準を基準として、取締役会より授権を受けた代表取締役が決定しています。また、各監査役の月額報酬については、監査役の協議により決定しております。いずれの月額報酬も、株主総会の決議により定めた上限を超えない範囲で決定しております。

・取締役に対する月額報酬限度額は総額1,400万円(第53回定時株主総会決議)

・監査役に対する月額報酬限度額は総額400万円(第61回定時株主総会決議)

役員賞与

役員賞与については、定時株主総会の決議により、支払総額の承認を受け決定しております。金額については、各期の営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案し決定しております。なお、各取締役の賞与額については個人の貢献度を斟酌し代表取締役が決定し、各監査役の賞与額については監査役の協議により決定しております。

退職慰労金

退職慰労金については、定時株主総会の決議により、支給の承認を受けた上で、金額、支給時期等については、取締役分については取締役会にて決議しており、監査役分については監査役の協議により決定しております。

なお、金額については、退職慰労金に関する内規に基づき算定しております。

- (4)役員の選任・指名の方針、手続

取締役候補の指名につきましては、各部門をカバーできるバランスを確保しつつ、的確かつ迅速な意思決定が行えるよう、適材適所の観点より総合的に検討しております。

監査役候補の指名につきましては、財務・会計に関する知見、企業経営に関する多様な視点を有しているかの観点より総合的に検討しております。

上記方針を踏まえ、代表取締役が各方面からも意見を聞いた上で、その責務にふさわしい候補者を選任し、取締役会にて審議、決定しております。

また、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において十分な審議を尽くした上で決議する事となります。

- (5)役員個々の選任・指名についての説明

社外役員につきましては、個々の選任理由を東京証券取引所ホームページの当社に関する株主総会招集通知に記載しております。また取締役候補・監査役候補の選任・指名につきましては、同じく株主総会招集通知に個人別の経歴を記載しております。

[補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲]

当社では、「取締役会規程」を制定し、法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画など、取締役会自身が判断すべき事項と経営陣が判断・決定すべき事項を明確化しております。

その他の業務執行については、業務執行機関として、役員会や各種委員会・審議会等の会議体を設け、審議の充実をはかるとともに、「業務決済規程」に定められた裁権に基き、経営にあたっています。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

東京証券取引所で示されている独立性要件を判断基準にしております。

[補充原則4-11 取締役会の全体のバランス、多様性、規模に関する考え方]

当社では現在6名の取締役が就任しており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。またその内訳も、経営や各部門の諸課題に精通しており、社外取締役も含め、知識・経験・能力やグローバルな視点などバランスのとれた構成としております。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

[補充原則4-11 取締役・監査役の他社兼任状況]

当社は、社外取締役を除く取締役が他の会社の役員を兼務する場合は、取締役会の承認を要する旨、「取締役会規定」に定めております。現時点で社内役員が他の上場会社の役員を兼務している事例はありません。

社外役員の兼務状況は以下の通りです。

大江 忠 日産化学株式会社 社外取締役
新村 淳彦 株式会社デンソー 常勤監査役
林田 篤 株式会社デンソー コックピット事業部長

[補充原則4-11 取締役会全体の実効性について分析・評価の結果の概要]

当社では社外取締役・監査役を含む取締役会構成メンバー全員にアンケートを行い、その評価結果を取締役に報告しました。

現在の取締役会の運営、審議内容、業務執行の監督は概ね適切であり、取締役会の実効性は確保されていると判断しておりますが、中長期経営戦略についての議論等改善すべき課題があることを認識しました。引き続きアンケートでの意見、提案を踏まえながら、取締役会の実効性の向上に向けた改善に取り組んでまいります。

[原則4-14 取締役・監査役のトレーニング]

当社では、新任役員については、経営者として習得しておくべき法的知識を含めた役割・責務の理解促進の為、外部機関の開催するセミナー等に参加させております。社外取締役・社外監査役については、会社概要や事業状況等を理解してもらう活動を実施しています。

また、就任後も知識更新の機会として、全常勤役員を対象に役員研修会を必要に応じ適宜開催し、相互研鑽をはかっています。

[原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針]
当社は、株主、投資家に対し正確な情報を公平に提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築します。

(1)IR体制
経営企画・経理担当役員を株主の皆様との対話を統括するIR担当役員として指定しております。

(2)社内の連携
情報の収集及び管理、開示を統括する担当取締役が、IR担当役員を兼務しており、関連部署と連携しながら、適時かつ公正、適正に情報開示を行っております。

(3)対話の方法
代表取締役及びIR担当役員が、適宜株主への状況報告や機関投資家との直接面談対応を実施しております。

(4)社内へのフィードバック
株主・投資家との対話内容は、必要に応じて、IR担当役員が役員会等にて経営陣にフィードバックしております。

(5)インサイダー情報の管理
決算発表前の期間はサイレント期間とし、投資家の皆様との対話を制限しております。またインサイダー情報に関する規定を制定し、社内インサイダー情報が発生した際には、管理台帳に関係者が署名し、インサイダー情報管理の徹底をはかっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社デンソー	590,025	41.88
ジェコー取引先持株会	41,200	2.92
アイシン精機株式会社	37,212	2.64
セコム損害保険株式会社	36,944	2.62
日本生命保険相互会社 常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 取締役社長 成瀬 浩史	33,300	2.36
ジェコー従業員持株会	26,415	1.87
北愛知リース株式会社	22,000	1.56
新光商事株式会社	20,611	1.46
株式会社清里中央オートキャンプ場	19,100	1.35
北愛知三菱自動車販売株式会社	18,800	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大江忠	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大江忠	○	・2011年6月、社外取締役就任 ・2012年6月、社外取締役重任 ・2013年6月、社外取締役重任 ・2014年6月、社外取締役重任 ・2015年6月、社外取締役重任 ・2016年6月、社外取締役重任 ・2017年6月、社外取締役重任 ・2018年6月、社外取締役重任 ・2019年6月、社外取締役重任 ・2020年6月、社外取締役重任 ・独立役員に指定しております	弁護士であり、企業法務に関する専門的見地と豊富な経験を有しておりますので、当社の社外取締役として、客観的視点から経営の監視を行い、コーポレートガバナンスの強化に寄与していただけるものと判断しております。 また、同氏は当社とは特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されることから、独立役員として指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査人は有限責任あずさ監査法人であります。同監査法人と当社監査役とにおいて期末決算に係る会計監査結果の概要報告での意見交換をはじめとして必要に応じて都度会計監査人と意見交換を行うことにより緊密に連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩谷直樹	他の会社の出身者													
新村淳彦	他の会社の出身者							○		○				
林田篤	他の会社の出身者							○		○				

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩谷直樹		・2019年6月、社外監査役就任 ・2020年6月、社外監査役重任 ・その他の関係会社である株式会社デンソーの出身者であります。株式会社デンソーは当社の筆頭株主であり、議決権個数の42.00%を所有しております。	専門分野も含めた幅広い経験と見識に基づいた助言を頂くと同時に、経営からの独立性の確保と透明性・健全性を確立し、経営に対する監視・監督機能を強固にするため、社外監査役として選任しております。

新村淳彦	・2018年6月、社外監査役就任 ・2020年6月、社外監査役重任 ・その他の関係会社である株式会社デンソーの常勤監査役であります。株式会社デンソーは当社の筆頭株主であり、議決権個数の42.00%を所有しております	世界有数の自動車部品メーカーである株式会社デンソーの常勤監査役を務めていることから、専門分野も含めた幅広い経験と会計的知見に基づいた助言を頂くと同時に、経営からの独立性の確保と透明性・健全性を確立し、経営に対する監視・監督機能を強固にするため、社外監査役として選任しております。
林田篤	・2020年6月、社外監査役就任 ・その他の関係会社である株式会社デンソーのcockpit事業部長であります。株式会社デンソーは当社の筆頭株主であり、議決権個数の42.00%を所有しております。	世界有数の自動車部品メーカーである株式会社デンソーのcockpit事業部長を務めていることから、専門分野も含めた幅広い経験と会計的知見に基づいた助言を頂くと同時に、経営からの独立性の確保と透明性・健全性を確立し、経営に対する監視・監督機能を強固にするため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員は1名であり、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

インセンティブの付与を行わなくても取締役の執行に対する意識は変わらないと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社の取締役に対する報酬は以下のとおりであります。

社内取締役 112,388千円

社外取締役 1,800千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書 -1.「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1 情報開示の充実】(3)役員報酬の決定方針、手続きに記載のとおりであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、それぞれ、経営管理部内に取締役会・監査役会事務局を設け、事務局を通じ取締役会審議書、議事録等継続して配布を行い、社外取締役、社外監査役との連携及び情報伝達に努めており、重要な経営の執行事項等は、代表取締役社長が社外取締役及び社外監査役と直接意見交換を行っております。また、社外監査役については、常勤監査役が必要に応じ監査状況の報告を行い意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は経営の透明性・健全性を確立し、経営に対する監視・監督機能を強固にするため、一定の独立性を有する社外役員を従来から選任しております。取締役会については月1回の定例のほか、重要な課題への意思決定の迅速性を高めるため、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。また、常勤の取締役会構成員並びに執行職を加えた役員会を月1回定例として開催しているほか、役員会構成員に各部門長並びにグループ長を加えたグループリーダー会議を月1回定例開催し、取締役会規程、役員会規程に基づく業務遂行に関する事項について、その業務執行の徹底を図っております。さらに社外取締役のうち1名は独立役員であり、独立的な立場から経営への監督と助言を行っております。

監査体制としては、法律上の機能である監査役に加え、内部統制部門として監査室を設置し、内部監査業務を行うとともに、監査役の求めに応じ適宜報告を行い、必要に応じて監査役の職務を補助しております。

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、本社及び工場において聴取・往査を行い、取締役の業務執行及び財政状態の監査をし、更に常勤監査役が国内子会社の監査役に就任し、国内子会社の監査役として業務や財政状態の監査をしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営監視機能として、社外監査役3名(うち1名は常勤監査役)の体制にて、取締役の職務執行ならびに当社および国内外子会社の業務や財政状況の監査を行っています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的・中立的な経営監視の機能が重要と考えており、当該社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営の監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年3月期の株主総会の招集通知発送日は6月12日に実施しており早期発送に対応しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日を6月29日に開催しており、総会集中日を回避しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上の「IR情報」にて次の資料を掲載しております。 ・「決算短信」 ・「四半期決算短信」 ・「株主総会招集通知」および「注記事項」 ・その他適時開示情報および電子公告	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営理念として、お客様の信頼に応え、価値を創造する。そのために“基本”“創造”“成長”に挑戦し続けることを掲げ、すべてのステークホルダーに信頼されその期待に応えるようCSR(企業の社会的責任)を実践して、より質の高い経営を行います。そこでCSRの取り組みを「ジェコー企業行動宣言」として定めています。さらに、持続可能な社会の実現に向けたSDGsの取り組みを推進しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	すべてのステークホルダーに信頼され、その期待に応えるようCSRの取り組みを「ジェコー企業行動指針」として定め、環境保全、社会貢献、コンプライアンス等を実践することにより社会の持続的な発展に貢献しております。 なお、行田市の本社工場は2012年9月に「彩の国工場」に指定されました。「彩の国工場」とは、地域に開かれ、地域に愛される工場づくりを進めるため、技術力や環境面、社会貢献面で優れている埼玉県内の工場を、県知事が豊かな彩の国づくりの協力者として指定するものです。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■ 当社の内部統制システムの基本方針は以下のとおりです。

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、当社グループ(当社及び子会社)のコンプライアンスに関する体制を整備し、必要な教育を実施させるとともに、会社の「経営理念」・「ジェコグループ企業行動指針」を周知・徹底する。
- (2) 内部通報制度の窓口を当社及び子会社共用のものとして社内外に設けるとともに、通報を行った者が当該通報を理由に不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- (3) 当社グループの業務の適法性・妥当性・効率性については、監査室が社内規程に従って内部監査を行い、その指摘に基づいて各部署にて業務管理・運営制度を整備・充実する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役会議事録、業務決裁書、その他取締役の職務の執行に係る文書及びその他重要な情報は、当社グループの社内規程を整備し、当該規程に従って適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程・体制

当社グループのリスク管理を徹底するために、社長を議長とするリスク管理会議を設置し、各部署に必要な諸規程、教育・訓練制度、通報制度等を検討・整備するとともに、防災計画の整備、危険物等の管理責任者の任命を行い、必要に応じて所要の損害保険を付保する等によりリスクを極小化する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行に必要な組織及び組織の管理、職務権限については、社内規程に従って定め、業務の組織的かつ能率的な運営を図る。
- (2) 中長期の経営方針及び年度グループ方針の下で、年度計画を立案し、社内の意思統一を図る。目標・計画の達成状況及び各部署業務の進捗状況については、社内規程に従って管理し定期的に報告する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の自主性を尊重するため、子会社の意思決定は社内規程に従って留保権限方式により運営し、留保権限を越える重要事項については、当社取締役会において審議・決定する。
- (2) グループの方針・計画は、中長期の経営方針及び年度グループ方針の下、連結ベースで立案し、グループの意思統一を図る。目標・計画の達成状況は、社内規程に従って管理し定期的に報告する。
- (3) 子会社の業務の適正を確保するために、取締役会は適任の取締役を当該子会社の非常勤取締役に就任させる等の手段により牽制を図る。

6. 監査役スタッフおよびその独立性に関する事項

- (1) 監査室は、内部監査業務を行うとともに、監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助する。
- (2) 取締役は、監査室が監査役の求めに応じ、監査役監査の業務に必要な情報を社内及び子会社から収集できるよう協力する。
- (3) 監査室に所属する従業員の取締役からの独立性を確保するために、監査室の組織・人事については、事前に常勤監査役と協議する。

7. 取締役・従業員の監査役に対する報告体制、その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役・従業員は、定期・不定期に監査役(非常勤監査役を含む。以下、同じ)に業務の執行状況を報告するほか、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社グループの取締役・従業員は、職務の執行状況等について監査役から質問等があった場合、直ちに調査し、回答を行う。
- (3) 当社グループの取締役は、監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な扱いを受けないよう確保する。
- (4) 取締役は、監査役がその職務を行うために要する費用及び必要に応じ外部人材の直接任用等を確保する。
- (5) 取締役は、監査役監査の実効性を高めるため、監査役による取締役会・各種委員会等重要会議への出席や業務決裁書等重要書類の閲覧、さらに社内各部署・子会社の実地監査、会計監査人との会合等の監査活動に協力する。
- (6) 監査室は監査役との連携を密にし、監査役に対し内部監査結果の報告を実施する。
- (7) 監査役は、監査室、会計監査人と定期的または随時情報交換を実施する。

8. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法およびその他の法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務の信頼性と適正性を確保する。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

■ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨みます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、当社グループはあらゆる企業活動において、お客様の信頼に応えることを念頭におき活動し、同時にお客様に対して価値を創造、提供することに徹することで、株主の皆様をはじめ取引先や従業員等全てのステークホルダーに貢献し、より豊かな社会の実現に向けて、内部統制システムの確立とコーポレート・ガバナンスの構築に向けて更に取組んでいきます。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりであります。

